

令和8年度 東かがわ市奨学生募集のしおり

東かがわ市教育委員会

1 目 的

この制度は、東かがわ市奨学金条例に基づき、高等学校、大学等に在学または進学を希望している方で、経済的理由により修学に困難がある場合に、学資の貸与を行い修学の促進を図ることを目的とします。

2 出 願 の 資 格

次の各号に掲げる要件を備えている方に限ります。

- (1) 令和7年4月1日現在、東かがわ市に住所を有し（進学のため他の市町村に住所を移した方も含む。）高等学校、高等専門学校、短大、大学、大学院及び専門学校に在学または進学を希望している方
- (2) 経済的理由により、学資の支弁が困難と認められる方
- (3) 修学に充分耐えうる方
- (4) 独立行政法人 日本学生支援機構等他の奨学金を受けていない方

区 分	貸付金額	貸付期間	利子
① 高等学校に在学する場合	月額 20,000 円以内	標準 修学 年限	無 利 子
② 高等専門学校に在学する場合	月額 20,000 円以内		
③ 短大・大学・大学院・専門学校 に在学する場合 自宅通学者	月額 50,000 円以内 月額 40,000 円以内		

3 募 集 人 数

高校奨学生
高専奨学生
大学奨学生

} 10人程度

4 出 願 の 手 続 き

奨学金の貸与を受けようとする者は、令和7年4月21日（月）から令和7年5月30日（金）17：00（厳守）までに、必要事項を記入した次の書類をそろえて市教育委員会事務局教育総務課へ直接、保護者が提出してください。
提出時、世帯状況等の簡単な聞き取りを行いますので、事前に提出日をご連絡ください。

※ 提出書類

① 奨学生願書	志願者自身で記載すること。 ※志願者、保護者、連帯保証人の氏名欄はそれぞれ自署してください。
② 学業成績証明書	開封厳禁（大学1年生または予備校生については出身高校）
③ 奨学生調書	開封厳禁（大学1年生または予備校生については出身高校で作成。大学2年生以上の学生は提出不要です。）同内容が記載されていれば、学校独自の様式でも可。
④ 所得・納税証明願	市役所市民課、引田及び大内窓口、税務課で証明
⑤ 確認書	他の奨学金の借受の有無を確認します。 ※本人、保護者の氏名欄はそれぞれ自署してください。

（注）①③④⑤の書類については、教育総務課、市民課及び各窓口にあります。

5 選考方法

教育委員会では、奨学生選考会議を開き、志願者の中から奨学生の決定をします。選考は、保護者からの簡単な聞き取り及び書類審査を第1次審査とします。第1次審査を通過した者は、学業成績、人物を基準として奨学生面接の第2次審査を6月頃に実施し、作文内容(奨学生願書⑫関係様式「将来への抱負」)を含めて審査します。

6 採用決定通知と手続き

採用決定通知書は、保護者を経て7月上旬頃、本人に通知します。

通知を受けた方は、入学後（在學生については、通知を受けた日から）2週間以内に在学証明書、誓約書、奨学金振込口座届書（指定様式）を教育委員会へ提出してください。

（注）進学しないとき、辞退するときは速やかにご報告願います。

予備校生は奨学生の対象となりません。

7 貸与の始期

資金の貸与は、奨学生が高等学校または大学等に入学した月（在學生は進級した月）から卒業の月まで毎月貸与します（休学期間は除く）。当初のみ、手続き上2か月分まとめて5月の振込みとなります。

8 奨学金の返還及び手続き

- （1） 最終の奨学金を受領した後1か月以内（貸与を停止された者は、その通知を受けた日から2週間以内）に、既に貸与を受けた奨学生の全額の返還計画を明記した返還誓約書を、教育委員会に提出してください。
- （2） 返還は原則として、卒業3年後から高等学校、高等専門学校の卒業者は8年以内に、短期大学、大学、大学院または専門学校の卒業者は12年以

内に、月賦、半年賦または年賦の方法により全額返還してください。なお、貸与を停止された者はこの限りではありません。

- (3) 返還金は、指定金融機関等により東かがわ市会計管理者に払い込んでください。

(注) 貸与を停止された方は、その通知を受けた日から2週間以内に諸手続きを行ってください。

奨学金は、東かがわ市民の税金から成り立っており、在学期間中に貸与するものであり、卒業後は必ず返還する義務があります。

奨学生からの返還金は、直ちに後輩の奨学金として貸与する仕組みとなっており、返還が円滑に行われないと、後輩の奨学金貸与に重大な支障を来すこととなります。

一人ひとりが、東かがわ市奨学生としての責任を果たすことによりはじめて成り立つ奨学金制度の仕組みをご理解いただき、卒業後は、滞りなく返還してください。

9 連 帯 保 証 人

- (1) 誓約書には、本人及び連帯保証人2名が連署してください。
- (2) 連帯保証人2名のうち、1名は保護者、1名は独立の生計を営む成人とします。
- (3) 連帯保証人が変更となった場合は、教育委員会に届け出てください。

10 報 告 義 務

奨学生は、毎年4月に在学証明書を提出していただきます。

また、次に該当するときは、直ちに異動届を提出してください。

- (1) 奨学生が死亡したとき
- (2) 休学、復学、転学、留年、退学したとき
- (3) 奨学生、保護者または保証人の身上、住所、経済状況等に異動があったとき

11 そ の 他

ご不明な点がありましたら、市教育委員会事務局教育総務課までお問合せください。

【お問合せ先】

東かがわ市教育委員会事務局教育総務課
所 在 地 東かがわ市湊1847番地1
東かがわ市役所 北棟2階
電話番号 (0879)26-1237
F A X (0879)26-1340